

第 5 回 横断的課題検討部会 議事録

1 日 時 平成28年11月18日（金）15:25～16:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、上田次長、阿向次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

（1）学術・民間データの活用について

（2）統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループの検討状況について

（3）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第5回横断的課題検討部会を開催いたします。本日は永瀬委員が御欠席です。

本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、議事の（1）として、前回部会で決定した本部会の平成28年度後半の審議スケジュールに沿って、学術・民間データの活用について中間報告をしておきたいと思います。資料は資料1になります。

次に、これも前回部会で了解いただきましたように、統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループで検討した内容を11月10日開催の内閣府の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」において説明しましたので、その概要を紹介させていただきます。資料は資料2になります。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 それでは、議事に入ります。学術・民間データの活用についてです。これは、前回の部会において私から提案して了解をいただいたテーマです。

このテーマについては、年内に議論を行うとされておりますので、具体的には来月の部会で議論したいと考えますが、本日は、議論に向けて事務局ではどのような情報をどう整理しようとしているのかということについて概要を報告してもらいたいと思います。それで足りない情報があれば、この場で御指摘をお受けしておきたいと考えております。

では、事務局から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、1枚だけですが、資料1を御覧ください。「学術・民間データの活用について」という資料です。

前回の部会において、年内に議論することとされましたので、詳しい議論は次回の12月の部会をお願いしたいと思います。今回は、次回の議論に向けて事務局として収集する情報とデータ活用のたたき台を御説明して、その方向性でよろしければ、次回までに情報とたたき台を整理して提示したいと考えております。

まず、情報収集ですが、調査票情報を提供している各府省の提供状況、どの調査をどのくらい提供しているか、また、研究者の特徴等と研究者が報告している研究成果等の状況、媒体や内容の程度などを整理したいと思います。

次に、データ活用のたたき台ですが、現状では研究者でばらばらになっている研究成果等の報告事項について、統一報告事項を設定したいと思います。この統一報告事項は、研究成果等のタイトルやURL情報などのほかに、調査票情報の提供を受ける際に申請した集計表やエクセルでのデータなども検討したいと考えております。ただし、これらの情報は、研究者本人の協力が得られる範囲が基本であるかと思っておりますので、そこも整理しておきたいと考えております。

また、そのように収集した統一報告事項はオープンに活用されないと意味がありませんので、容易に閲覧できるように、政府内のどこに電子データとして格納しておくのかについても調整したいと考えております。以上のような方向性でよろしければ、次回の部会までに整理して提示したいと思います。

説明は以上です。

○西村部会長 ただ今の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

統計法第33条に基づき調査・研究された成果を国や地方自治体が利用できるようになりますと、新たな政策形成の過程において先行事例や類似事例としての活用が期待できま

す。市町村でも様々な調査・研究を行うこともございますけれども、政策課題について先行事例や類似事例などがあれば、そうした研究者による「考察」は、「データ」ももちろんですけれども、政策立案について大いに参考になります。

例えば、前回紹介されました、現在慶應義塾大学の河端教授の保育所需給等に関する研究などは、各自治体において同様の分析が可能ではないかと思えます。保育施策、最近では待機児童解消というのが都市部では特に重要な課題になっておりますが、その考え方などにこうした調査・研究は大いに参考になると考えています。

2点目に、このほか三鷹市など市町村は、それぞれが協力して研究者と連携しながらフィールドを提供することがあります。国及び民間の研究機関、大学研究者、また、企業の皆様と共同して調査・研究や実証研究を行っているのですが、そうした研究成果をフィールドとして協力した場合、例えば三鷹市が協力した場合、三鷹市にそうしたデータはいただけますけれども、その中には、もっと広く紹介していただければ、他の自治体、あるいは国の他の省の取組にも役立つものがあるかもしれません。したがって、私たちは積極的にフィールドを提供している立場でもありますが、他の自治体が類似の行政課題の解決に向けて取り組んでいらっしゃる時、是非そうしたデータを紹介することも有効ではないかと思えます。

3点目に、最近、オープンデータの取組でも、国や自治体を持つ様々なデータ利用が可能になっておりますけれども、「公益的であること」が極めて重要だと思っております。そこで、今回統一報告事項ということで、より公益性を認識しつつ、統一的に、電子的に収集するそうした手法についても、ただ今御提案がありました。こうしたことが重要だと思えますし、こうしたデータが納められている場所も、それこそ統合されていることも重要だと思えます。今回提案されております研究成果等の公開の取組が進みますと、研究者の皆様にとっても有用であると思えます。しかも、私たち自治体にとっては、目まぐるしく動く現実社会の中で適切な政策立案をしたいと思っておりますので、是非いかしたいと思っております。

したがって、今日お示しいただきました方向性で是非とも御検討いただければと思えますし、実は、総務省というのは自治体にとっては大変身近な省でございます、そういう意味でも、今日のペーパーが総務省となっております、そういうところで学術・民間データの活用について御検討いただくということで、都道府県、市町村にとってより身近に感じていただけるのではないかと思いますので、是非御検討をよろしく願います。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。今の点は、一つは、これはあくまでも、まだ総務省のデータを使ったという話ですが、それをもう少し広げていく方向に持っていくということですね。

○清原委員 そうです。

○西村部会長 急にはできないでしょうけれども、そういうデータの利用の仕組みができれば当然広げていくことができますし、逆に言えば、それをすべての自治体なりに情報が

あまねく行き渡るようにすることも重要だと思います。

どうぞ。

○嶋崎委員 大変積極的な方向で結構だと思います。優れた研究ということで、前回委員長から慶應の先生の知見をご紹介いただきましたが、少しいがった見方をしますと、場合によっては非常に偏った解釈のもの、あるいは偏った技法での研究成果が世論をミスリードするようなこともあるように思います。そういうものに対してお墨付きを与えてしまうような危惧もなくはございませんので、スクリーニング等についても少し御検討いただければと考えます。

○西村部会長 今の点は、私も時々ミスリーディングなことをしているかもしれませんが、そういうことも含めて、きちんとしたそういうスクリーニングのシステムが必要ですが、同時に学問の自由というのをやらなければいけないですね。

○嶋崎委員 もちろん様々な議論の場を提供することは非常に重要だとは思いますが、私の専門は社会学ですけども、ときに非常に偏った考え方の研究が大きな声になってしまう場合もあるように思っております。申し訳ありません。少し心配し過ぎなのかもしれません。

○西村部会長 いや、心配しなければいけないことだと思いますので、これはどちらかというと、学者の良心を信じたやり方になっていきますので、それを含めて、逆に言えばある種の諮問委員会みたいなものを作る必要があるのかもしれませんが、それを含めて考えていきたいと思っております。

どうぞ。

○白波瀬委員 今の嶋崎委員の良心的な御発言がまたミスリードしないようにという老婆心ですけども、どういう意見を主張するかというのは、全て自由な立場にあるということとはもう大前提でございますので、そこをある一つの委員会が踏み込むというのは、かえって、極めて危険というか、慎重に議論を進展させなければいけないと思っております。ですから、どちらかというと、最終プロジェクトのところはどうのというお話ではなくて、貴重な調査自体を、どういうしっかりしたトレーニングを基に結論に導くかという研究者としての足元のお話で、慎重にやれという御意見だったというように一委員としては、あるいは同じ専門分野の者としては考えておりますので、その点誤解のないようお願いしたいと思います。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○西村部会長 私は誤解してないつもりです。そういう誤解が生じるということは確かにそうなので、逆に言えば、ここにこういう形でオープンに出れば、皆が見てチェックするというチェック・アンド・バランスが効いてくると思っております。だから、そういうものが今までなかったというのは大きな問題だったように思っておりますので、もちろん、こちらがスクリーニングをするというよりは、スクリーニングの材料を皆に与えて、皆がスクリーニングする形に恐らくなっていくだろうと思っております。

いずれにせよ、ここに関しては、あくまでも、いくら何でも人種差別をもたらすような結果が出てくるとは思いませんけれども、そういうようなものはある程度は審査しなけれ

ばいけないと思いますが、それを除けば、当然のことながら学問の自由という形のところでやりますし、そもそも総務省の統計データを作る場合には、ある種のスクリーニングは最初にされているわけですから、そういうものを含めてどういうデータの内容かということをしちんと情報化していくということが大事ではないかと思います。

どうぞ。

○清原委員 今、大変重要な問題提起をいただきました。私たち自治体も憲法と地方自治法等に基づいて政策を進めるということになっております。ですから、データ、学术论文については、もちろんその目的や理念や手法等が異なるものもあると思います。けれども、私は今回の趣旨は、まずは、国・自治体等でできる限り統計法第 33 条に基づいて提供された調査票情報を用いて行われた研究成果を把握できるようにしていただく条件整備だと認識しております。それを、例えば国や自治体、特に三鷹市を含め自治体が活用させていただくときには、そこはきちんと読み込まなければいけないですし、また、私たちは議会においてもきちんとした監視や牽制をいただいている立場でございますので、本当に余りに偏ったようなものについては当然利用できないわけでございますから、その辺りは研究者の「学問の自由」も保障されなければいけません、活用する立場においての良識というのももちろん求められているものと改めてその責任を確認いたしました。ですから、そういうことを前提にしながら、できる限り公益的に使わせていただくような条件整備について、今後検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。では、事務局に情報の整理をお願いして、次回の部会において学術・民間データの活用について議論をしたいと思います。

次の議事に移ります。統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループの検討状況についてです。

冒頭、資料の紹介の際に事務局から説明がありましたように、先月 11 月 10 日の内閣府の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」において、同ワーキンググループで検討している「統計精度に関する検査」の内容のエッセンスを説明していただきました。その説明資料について、事前に委員の方々にも情報提供させていただいたところではありますけれども、本日は、ワーキンググループにおける議論や同研究会における質疑応答の状況等を御紹介いただいた上で、ワーキンググループに出席されていない委員のお考えなども伺いできればと思っております。

それでは、宮川委員、よろしくお願ひします。

○宮川委員 今、西村部会長から御報告がありましたように、私どもは、10 月 11 日に御報告をしてから、10 月 28 日に第 2 回のワーキンググループを開催いたしました。資料 2 はその時に配布された資料を要約したものになっております。そこでの議論を集約して、資料 2 として皆様にあらかじめお見せした上で、11 月 10 日に、先ほどお話しがありました「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」で御報告をさせていただきました。

そのときの報告の内容でございますが、まず、私から、統計委員会として、この内閣府の研究会と連携していろいろと統計の改善に努めていきたいということを申し上げて、1ページにありますように、統計委員会でも、経済財政諮問会議で高市総務大臣が報告されたPDCAサイクルの構築に基づいて、今年度から横断的課題検討部会を設置して各統計に共通の課題を検討していることを説明しました。

その一つとして、精度向上のためのPDCAサイクルをどういう形で具現化していくかについて、2ページ以降説明をさせていただいております。それは精度向上のための検査ということで、各統計作成府省が作成している統計について総務省がある基準に基づいて検査を実施して、そして、それが統計作成府省や統計委員会に報告をされていくプロセスを考えているということです。

3ページにありますように、検査の流れとしては、標準検査とオプション検査、特別検査、3階建てになっております。この3階建てというのは、統計によってはかなりの精度が達成されている統計もあるでしょうし、また、ある場合にはもう少し詳しい検査が必要だという統計もあるので、統計によって検査の段階を変えているということです。その中の標準検査とオプション検査のとりあえずの概要については4ページに書かれておりますし、また、標準検査については非常にベーシックな検査で、これはアメリカでも統計調査の基準とガイドラインに書かれているような項目、統計というものが果たすべき最低限の基準のようなものを項目立てしたことと、それから回収状況調査を中心に行っております。これにつきまして、第2回のワーキンググループで、これがよいとか、あれがよくないということを実論としてまだ言っているわけではなくて、例示としてこのようなものがあることを提示しておりますし、内閣府の研究会でもそのように説明しております。その具体的な内容が6ページです。

次に、オプション検査につきましては、1つ目は、これも今後の検討課題ではありますが、けれども、母集団への適合状況検査、それから8ページでございますように、他統計との乖離があった場合の要因の分析、それから3つ目には、ローテーションサンプリングがなかった場合、それを導入した場合のパフォーマンスの評価とか、毎月勤労統計等でも議論されました継続標本だけの系列のパフォーマンスの評価というもの、より具体的に個別の諮問でも行われているものを想定している。

それから、4つ目といたしましては欠測値の検査。この欠測値の補完の方法については、ここにいろいろな方法がございますけれども、それについてどれが適切かも考えていきたいということでございます。ただ、これらのオプション検査、それから標準検査については、その具体的な詰めは今後のワーキンググループの中で検討していきたいということです。

これをやる目的でございますけれども、ある程度こうしたベーシックな統計の基準、さらに、オプションで考えておりますようなシミュレーション検査や欠測値検査などによる点検、このようなことを実施するという一つの基準とか、検査基準を公表することによって、まず府省での個々の統計について、この基準をクリアするような自主的な取組が促進されるのではないかと。そのことによって、より共通の基準をクリアした統計が横断的に達

成されるのではないかとということが期待されております。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

この点についていかがでしょうか。

3点、非常に重要な点ですが、私も1点、今まで気付かなかったことがあって、それは何かというと、統計を作っているのは情報ですから、情報を作っている人には作っている情報に関してのアカウントビリティが必要です。どういうときにそういうアカウントビリティが重要になるかということ、異常値が出てきたときに、その異常値がまず間違っているのかどうかというのを調査しなければいけないですし、それから、そのようなものに対して全く頼かむりしてしまうことはまずいというか、統計の精度というか、精度に対する信頼を揺るがすようなことになりはしないかというのがある。それから、それに対する対処は、統計メーカーによって大きく異なるのです。これはまた大きな問題になるので、逆に言えば、そのベストプラクティスは何かというのは考える必要があるのではないかと考えています。

これはすごく難しいのは、異常値なり外れ値があったとき、それが統計を作るときの問題なのか、そもそもレポートする人側の問題というかそういうものなのか。レポートする側にある場合だとすると、今度は、極端に言えば経済学的な異常値、形になるわけです。だから、そのようなものを含めてベストプラクティスは何かというのは考える必要があるのではないかと私は考えています。

幾つか具体的な例もありますし、そのようなものを含めて、どういうふうにすれば統計のメーカーの方のアカウントビリティを担保できるかということがもう一つの論点ではないかと思っておりますので、もし皆様の御意見、御賛同が得られるようでしたら、その点についても少し考えていただきたいと思っております。

どうぞ。

○白波瀬委員 今の部会長の異常値の話ですけれども、確認をさせていただきたいと思っております。そこでの問題提起は異常値そのものが出ることの正当性をしっかり説明しようということなのか、その異常値の事実としてのデータの処理をどういうふうにするのかという、つまり、すぐ想定されるのは自分の専門から言うと、例えばある年に調査があったときに、退職金をもらった人はその時の所得が上がるわけで、その上がったときの高さが、全体の分布からしても異常値に非常に近いということを想定されているのか、あるいは部会長がおっしゃったように、そもそも答えるときに間違った答えをしているという、もともと間違った答えをしているということまで下がってしまうと、統計を作る現場の話までいくという理解でよろしいのですか。

○西村部会長 それを含めて、ベストプラクティスは何かを考える必要があるのではないかと考えています。先ほど言いましたように、退職金ではね上がるというのは、異常値ですが、しかしレポートングエラーではないのです。しかし、それを逆に発表するということは、これまた問題が生じてしまう可能性を持っていることがありますので、そういうものを含めてどうするのがよいのかというのは、それを全部統計メーカー側に押し付けて

も、統計メーカー側がやれと言われたら、これは統計メーカー側は貝のようになって何も話さないということが多分結果として出てきそうな感じですが、それだと今度は統計の精度に対する疑念が高まることになるのです。

そういうことのないように、ベストプラクティスでこういうときはこういう対処をするということができれば、作成者も説明がうまくできるのではないかということです。

○宮川委員 ただ、今の西村部会長のお話は、広報というか発表の仕方、統計の作り方、もしくは統計の出し方というよりも、説明の仕方とか広報の仕方というところにまで及んでいる気がするのですが、そこまではワーキンググループで議論するのかどうかというのは難しいところがあるのかという気はしています。

○西村部会長 そうですね。そうですけど、できればそこも。

○宮川委員 どういう種類の異常値なのか、記載ミスなのかとか、本当に先ほど言われたインベストメント・スパイクみたいな形なのか、その場合にどうするのかという整理はできるかと思えますけれども、それについて、例えば、対外的にどういうふうに説明をするかということまでは、もう少し大きなところで議論しないと難しいかという気もしているのですが、それはまた事務局と御相談したいとは思っております。

○西村部会長 それは、最終的なところはワーキンググループで決めるというよりは、当然統計委員会で決めるという形にもちろんなると思えます。要は、今の段階では、意図的に何かやっているのではないかという疑いを持たれるのは望ましくないので、それに対してある種のベストプラクティスはこうなのでこうやっていますということを明確にして、それでもってそのことでアカウンタビリティを保つということをやろうと。そのためには異常値が起こったときに、それに対する対処の仕方というのを、一応ベストプラクティスを示すという、ある種のガイドラインですが、そのガイドラインが示されれば、このガイドラインに沿ってこういうことをやっていますという形で進めていけるという形になりますから、まずはとにかくガイドラインなりベストプラクティスを出すということを考える。これを作るのは結構大変ですね。

それから、全体としてコンシステントに合っていなければいけないですが、同時に個別性もありますので、そういうものを含めて考えていかなければいけないのですが、そういうものを含めて少し事務局と一緒に。この話も今、私がここで言っただけですので、もう少し詰めて考えなければいけないので、事務局を含めて考えていただきたいということです。

どうぞ。

○関根委員 私も全く賛成でありまして、欠測値とか、宮川委員からご説明のあったオプション検査の項目の中にはいろいろあるのですが、その中に外れ値の処理というのがメニュー項目としてなかったかと思えます。そういう意味では外れ値についてのベストプラクティスを教えていただくというのは、私ども、例えば全国企業短期経済観測調査でもそのような問題はありますので、是非勉強させていただきたいと思っています。

例えばですが、私どもはこれは御参考までですが、外れ値に対する対応ルールを作っております。御案内のように、全国企業短期経済観測調査の場合ですとセグメントで膨らま

しをしてしまうので、外れ値が入ってしまうと、これは統計的な話でしかないのですが、ものすごく膨らんだ形で全体に影響してしまいますので、そこについては私どものところで事前のルールという形で外れ値への対処ルールを作成し、公表しております。ただ、これはあくまでも一つの対処方法であって、西村部会長がおっしゃられたように、個別のことも含めどういうふうに説明するのかとかそういうことも含めてベストプラクティスがあれば、是非私どもも学びたいと考えている次第であります。

以上です。

○北村委員 今の話と多少関係あるのですが、このワーキングでは、基本的には統計の品質管理ということの統一基準みたいなものを決めようとしているのですけれども、日本の統計の場合、政策実施部局が自分で必要な統計に対して、特に基幹統計ですけれども、調査を行ってそれを準備する形になっているわけですけれども、そのために必要な情報ということで統計を集めることは一つだと思うのですけれども、同時にパフォーマンスを評価するときに統計を使うことがあるので、そうするとパフォーマンスを評価される場合に、その統計が自分にとって都合がよい形で出てこないかという誘惑といいますか、そういう可能性もあるわけで、精度向上という場合に紙一重のところがあって、その品質をよくするということは大事だけれども、もう一つの考え方は第三者機関みたいなところが統計を作って、それに対して政府の各省が自分のパフォーマンスを見る形はあり得ると思うのですけど、実際に日本ではそうになっていないので、各省庁が作っている統計がある程度客観的に自分たちの政策の結果を見る指標になった場合に、それがきちんと提示されていて独立性が確保されているかというようなことは議論する必要があるあって、そうしないと物価であるとか、景気であるとかというようなときになかなか。だからこそいろいろなところから、異論が出てきているのではないかと思うので、そこら辺も議論をした方がよいかと思えます。

○西村部会長 非常に重要な点です。それはあくまでも統計の、だから、精度と言った場合には、当然そこに精度に対する信頼というのがどうしても入ってくるので、そういうところからの切り口でお願いできればと思っておりますし、また、それをここでもう一度検討して考えていきたいと思えます。

今度横断的課題検討部会ということで初めてそれができるようになったので、逆に言えば、政策当局が都合のよい統計だけとっているということでは実はないのだというのは横断的課題検討部会できちんと担保して見ていることが重要だろうと思えます。

他にいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、統計精度に関する検査内容など、統計精度向上の具体的な取組については、本日御説明いただきました内容を本部会への中間報告ということで了承いたしまして、引き続き今御指摘がありました点も踏まえて、この方向で統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループで御検討いただきますようお願いいたします。

以上で本日予定された議事が終了しましたので、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

最後に、次回の横断的課題検討部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の横断的課題検討部会は、12月16日金曜日に開催する統計委員会、基本計画部会終了後に開催する予定です。具体的な時間、場所も含め詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の横断的課題検討部会を終了いたします。どうもありがとうございました。